

# 文教委員会議案説明資料

令和2年10月20日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第123号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例……………	2

( 教育委員会 )

# 第 1 2 3 号 議 案 説 明 資 料

令和2年10月20日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p><b>1 改正理由</b>            新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等の修学が困難な方に対し、令和2年5月18日から緊急支援として特別貸付を行っているが、新型コロナウイルス感染症の経済的影響が大きいことから、特別貸付者に対しても、追加貸付（免除条件付緊急貸付）を行うため、育英資金条例の一部を改正する。</p> <p><b>2 主な改正内容（P3、新旧対照表を参照）</b>            附則第3条中「令和2年5月18日」を「追加貸付の申請時」に改め、「、追加貸付の申請時において」を削る。</p> <p><b>3 施行年月日</b>            公布の日から施行する。</p> <p><b>4 制度拡充の概要（参考）</b>            P4のとおり</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附 則 第1条及び第2条 (省略)</p> <p>(追加貸付の資格) 第3条 前条の貸付(以下「追加貸付」という。)を受けることができる者は、<u>令和2年5月18日</u>において、現に、この条例の規定に基づき大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年次及び5年次に限る。)の学資金の貸付を受け、かつ、<u>追加貸付の申請時</u>において、これらの大学等に在学している者でなければならない。</p>	<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附 則 第1条及び第2条 (省略)</p> <p>(追加貸付の資格) 第3条 前条の貸付(以下「追加貸付」という。)を受けることができる者は、<u>追加貸付の申請時</u>において、現に、この条例の規定に基づき大学、専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年次及び5年次に限る。)の学資金の貸付を受け、かつ、これらの大学等に在学している者でなければならない。</p> <p>付 則(この改正によるもの) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前に追加貸付を受けた者に係る追加貸付の資格については、なお従前の例による。</p>

## 新型コロナウイルス対策 足立区育英資金【現行】

### 1 返済猶予

- (1) 対象者 現在、育英資金を償還している社会人450名（長期滞納者等を除く）のうち、償還猶予を希望する者
- (2) 猶予期間 毎月15日（閉庁日の場合は直近の開庁日）までの受付分について当月分から令和3年5月分までを償還猶予  
※最大1年間猶予（令和2年6月分～令和3年5月分）
- (3) 償還再開 令和3年6月分から自動的に償還再開
- (4) 申請期間 5月18日～12月15日
- (5) 申請方法 学務課から対象者に申出書を郵送後、当該申出書を学務課へ郵送にて提出

### 2 特別貸付【大学・短大生・専門学校生対象では23区初】

- (1) 対象者 大学・短大・専門学校の在校生100名
- (2) 対象期間 令和2年4月分～令和3年3月分の修学金  
令和3年度以降も貸付を希望した場合、一般の育英資金の条件を満たしていれば貸付を継続
- (3) 貸付金額 私立大学等54万円 国公立大学等42万円
- (4) 申請期間 5月18日～12月15日（100名先着順）
- (5) 申請方法 郵送または窓口にて申請書・在学証明書・連帯保証人2名の納税証明書を提出

### 3 免除条件付緊急貸付【大学・短大生・専門学校生対象では23区初】

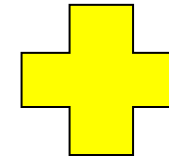
- (1) 対象者 足立区育英資金を貸付中の大学・短大・専門学校の在校生113名  
のうち、追加貸付を希望する者
- (2) 貸付金額 10万円を追加貸付
- (3) 償還免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を償還免除
- (4) 申請期間 5月18日～6月30日
- (5) 申請方法 学務課から対象者に申請書を郵送後、当該申請書を学務課へ郵送にて提出

資料

## 新型コロナウイルス対策 足立区育英資金【拡充後】

### 1【継続】返済猶予

### 2【継続】特別貸付



### 3【拡充】免除条件付緊急貸付

- (1) 対象者 足立区育英資金特別貸付を貸付中の大学・短大・専門学校  
の在校生100名のうち、追加貸付を希望する者
- (2) 貸付金額 10万円を追加貸付
- (3) 償還免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を償還免除
- (4) 申請期間 12月15日まで
- (5) 申請方法 郵送または窓口にて申請書等を提出

※ すでに特別貸付を申請している方も対象とし、別途案内する。